

## 議決権の行使についての参考書類

### 1. 議決権を有する株主が有する株式の総数

1, 444, 333, 000株

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 第130期利益処分計算書案承認の件

議案の内容は、別紙に記載のとおりであります。

今後の金融機関を取り巻く厳しい環境を勘案し、財務体質の強化を図るため内部留保に意を用いつつ、安定した配当を行うとの方針のもとに、利益配当金につきましては1株につき3円50銭とさせていただきたいと存じます。この結果、中間配当金（1株につき3円50銭）を含めました通期の配当金は、前期と同じく、1株につき7円となります。また、第一回優先株式についての当期の利益配当金につきましては、1株につき所定の3円4銭とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役賞与金につきましては、計上いたしておりません。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

(議案の要領)

1. 株主の地域構成の変化、株主総会開催の機動性等を考慮し、株主総会の招集場所に関する規定を新設するものであります。
2. 当社は「第3の創業」を掲げ、経営システムの変革、事業戦略や再編戦略の遂行など、新たな創業にふさわしい経営改革を進めておりますが、経営環境の変化に対応し、より一層迅速かつ的確な経営判断を下していくために最適な経営体制を機動的に構築してまいりたいと存じます。

このような観点から、取締役に関する規定の一部につき所要の変更を行うものであります。

変更の内容及び理由は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款   | 変 更 案   | 変 更 の 理 由  |
|---|---|--|
| <p>(招集の時期)<br/>第10条 定時株主総会は毎営業年度終了後3か月以内に招集する。前項のほか必要あるときは、臨時株主総会を招集する。<br/>(新設)</p>  | <p>(招集の時期および場所)<br/>第10条 定時株主総会は毎営業年度終了後3か月以内に招集する。前項のほか必要あるときは、臨時株主総会を招集する。<br/><u>株主総会は、本店の所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都区内において招集する。</u></p>  | <p>株主の利便等を考慮し、株主総会を、本店所在地(大阪市)以外に、東京都区内においても機動的に招集できるよう、所要の変更を行なうものであります。</p>  |
| <p>(役付取締役および代表取締役)<br/>第18条 取締役会の決議をもって当会社に取り締役社長1名を置き、必要に応じ取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。<br/>代表取締役は取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役のなかから選任し、各自当会社を代表する。</p> | <p>(役付取締役および代表取締役)<br/>第18条 取締役会の決議をもって当会社に取り締役社長1名を置き、必要に応じ取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。<br/>代表取締役は取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、<u>常務取締役および取締役</u>のなかから選任し、各自当会社を代表する。</p>      | <p>経営環境の変化に迅速に対応し、最適な経営体制を機動的に構築するため、現行定款第18条に定める代表取締役の選任規定を改定し、また現行定款第20条に定める取締役の任期を1年に変更するものであります。</p>   |
| <p>(任期)<br/>第20条 取締役の任期は就任後2か<u>年内</u>の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって終了する。<br/><br/>(新設)</p>  | <p>(任期)<br/>第20条 取締役の任期は就任後1か<u>年内</u>の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって終了する。<br/><br/><u>附則 第20条の規定にかかわらず、平成12年6月29日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成14年開催の定時株主総会終結の時までとする。</u><br/><u>本附則は、前項の期日経過後これを削除する。</u></p> | <p>第20条の規定にかかわらず、平成12年6月29日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。<br/>なお、この附則につきましては、平成14年開催の定時株主総会終結後にこれを定款から削除いたしたいと存じます。</p> |

### 第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役村上仁志、高橋 温、森田 豊、友田 滋及び田辺榮一の5氏が任期満了となり、また取締役田中稔氏が辞任されます。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴及び他の会社の代表状況  | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------|--|-------------|
| 1     | 村上仁志<br>(昭和16年5月28日生)  | 昭和39年4月 当社入社<br>平成元年6月 当社取締役 神戸支店長委嘱<br>平成3年6月 当社取締役 本店支配人委嘱<br>平成3年6月 当社常務取締役<br>平成4年6月 当社常務取締役 本店市場金融部長委嘱<br>平成6年6月 当社常務取締役<br>平成9年6月 当社専務取締役<br>平成10年3月 当社取締役会長(現任) | 19,456株     |
| 2     | 高橋 温<br>(昭和16年7月23日生)  | 昭和40年4月 当社入社<br>平成3年6月 当社取締役 業務部長委嘱<br>平成5年6月 当社取締役 企画部長委嘱<br>平成5年6月 当社常務取締役 企画部長委嘱<br>平成7年2月 当社常務取締役<br>平成9年6月 当社専務取締役<br>平成10年3月 当社取締役社長(現任)                         | 40,280株     |
| 3     | 森田 豊<br>(昭和18年10月19日生) | 昭和42年4月 当社入社<br>平成5年6月 当社取締役 東京営業第一部長委嘱<br>平成8年6月 当社常務取締役<br>平成10年3月 当社常務取締役 本店総括部長委嘱<br>平成10年6月 当社専務取締役 本店総括部長委嘱<br>平成11年2月 当社専務取締役<br>平成11年6月 当社専務取締役兼専務執行役員(現任)     | 13,288株     |

| 候補者番号 | 氏名(生年月日)                | 略歴及び他の会社の代表状況  | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------|--|-------------|
| 4     | 田辺 榮一<br>(昭和21年4月27日生)  | 昭和44年4月 当社入社<br>平成9年6月 当社取締役 人事部長委嘱<br>平成10年6月 当社常務取締役 人事部長委嘱<br>平成11年6月 当社常務取締役兼常務執行役員 人事部長委嘱<br>平成12年2月 当社常務取締役兼常務執行役員 (現任)          | 14,179株     |
| 5     | 中村 隆司<br>(昭和23年10月18日生) | 昭和47年4月 当社入社<br>平成4年6月 当社投資顧問部長<br>平成7年2月 当社本店支配人<br>平成7年6月 当社資金証券部長<br>平成8年6月 当社審査第一部長<br>平成10年6月 当社企画部長<br>平成11年6月 当社執行役員 企画部長委嘱(現任) | 5,000株      |
| 6     | 乗松 順平<br>(昭和23年7月17日生)  | 昭和46年4月 当社入社<br>平成7年10月 当社横浜支店長<br>平成9年6月 当社東京営業第二部長<br>平成11年6月 当社業務推進部長<br>平成12年6月 当社執行役員 業務推進部長委嘱<br>平成13年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 (現任)     | 4,315株      |

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役徳永英司及び尾崎俊之の両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名(生年月日)              | 略歴及び他の会社の代表状況   | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------|---|-------------|
| 1     | 友田 滋<br>(昭和18年8月5日生)  | 昭和41年4月 当社入社<br>平成7年6月 当社取締役 開発事業部長委嘱<br>平成9年6月 当社取締役 総務部長委嘱<br>平成10年3月 当社常務取締役<br>平成11年6月 当社常務取締役兼常務執行役員<br>平成12年4月 当社専務取締役兼専務執行役員(現任) | 11,879株     |
| 2     | 大島 司<br>(昭和23年2月23日生) | 昭和46年4月 当社入社<br>平成10年4月 当社本店支配人<br>平成10年6月 当社東京中央営業部長<br>平成11年6月 当社東京中央営業第一部長<br>平成12年4月 当社検査部長<br>平成13年6月 当社本店支配人 (現任)                 | 6,802株      |

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 当社取締役、執行役員及び使用人に譲渡するための当社株式取得の件

金融自由化に即した自己変革を進め、企業価値の拡大を図る観点から、取締役、執行役員及び使用人の意欲や士気を高め、当社業績の向上については株主の皆様の利益に資することを目的として、商法第210条ノ2の規定に基づき、以下の要領により取締役、執行役員及び使用人に株式を譲渡するため、本総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式3,000千株、取得価額の総額4,100百万円を限度として取得するものであります。

### (株式譲渡の要領)

#### 1. 譲渡の方法

商法第210条ノ2第2項第3号所定の「予め定めたる価額を以て会社より其の株式を自己に譲渡すべき旨を請求する権利（以下、権利という）を与ふる契約（以下、株式譲渡請求権付与契約という）」に基づく。

#### 2. 譲渡の対象者

次のいずれかに該当し、取締役については本総会終結の時に在任する者、その他の者については本総会終結の日に在職する者とする。

①取締役または執行役員で、当社本店に備置する対象者名簿に記載の者

②理事、参事2級、参事1級、副参事または主査の資格を有する者で、当社本店に備置する対象者名簿に記載の者

#### 3. 譲渡する株式の種類

当社額面普通株式

#### 4. 譲渡する株式の数

前記の対象者に譲渡する株式の数は、以下の範囲内で取締役会にご一任願いたいと存じます。

①権利を付与する時点において、取締役または執行役員である者に対し合計1,500千株以内とする。ただし、1人当たり20千株以上140千株以内とする。

- ②権利を付与する時点において、理事、参事2級、参事1級、副参事または主査である者に対し合計1,500千株以内とする。  
ただし、1人当たり1千株以上10千株以内とする。

#### 5. 譲渡の価額

権利を付与する日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。  
ただし、権利を付与する日の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値を下回る場合には、当該終値の価額とする。  
なお、株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により譲渡価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後譲渡価額} = \frac{\text{調整前譲渡価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加普通株式数}} \right)}{1}$$

#### 6. 権利行使期間

平成15年7月1日から平成17年6月30日までとする。

#### 7. 権利行使の条件

本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、執行役員及び使用人との間で締結する株式譲渡請求権付与契約に定めるところによる。

## 第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって取締役を退任されます友田 滋及び田中 稔の両氏、並びに本總會終結の時をもって監査役を退任されます徳永英司及び尾崎俊之の両氏に対し、その在任中の功労に報いるため退職慰労金を、それぞれ当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名     | 略 歴  |
|---------|--|
| 友 田 滋   | 平成7年6月 当社取締役<br>平成10年3月 当社常務取締役<br>平成12年4月 当社専務取締役（現任） |
| 田 中 稔   | 平成12年6月 当社常務取締役（現任）                                    |
| 徳 永 英 司 | 平成10年6月 当社常任監査役（常勤）（現任）                                |
| 尾 崎 俊 之 | 平成10年6月 当社監査役（常勤）（現任）                                  |

以 上